特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の改正及び執行強化を求める意見書(案)

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品・サービスの普及等の一方で、新製品・サービスの内容等を十分に理解できていない消費者の脆弱性につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加している。

こうした状況を踏まえ、昨年8月19日に消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会(以下、検討委員会という。)において、今後の対応に関する報告書が取りまとめられた。

特に、過去に大規模な消費者被害をもたらした悪質な販売預託商法については 販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自 体が無価値であると捉えるのが相当であることから、販売を伴う預託等取引契約 の原則禁止等が明記された。

消費者取引の分野では、定期購入であることを容易に理解できないような形で契約を行うものや、解約はいつでも可能としながら契約の相手方と連絡が取れないものなどの、いわゆる詐欺的な定期購入商法に関する相談が増加しており、深刻な事態となっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による消費者の不安につけ込む、いわゆる送り付け商法についても、社会問題となっている。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度 改革が提言された。これらを踏まえた実効的な法制度の整備が必要である。

よって、国会及び政府は、消費者被害をなくすために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 検討委員会報告書の内容を踏まえ、今年の通常国会を目途に、販売預託商法を原則禁止とする特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正に向けた検討を早急に進めること。
- 2 いわゆる詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に関する法律 に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今年の通常国会での特定商 取引法の改正を行うこと。

- 3 いわゆる送り付け商法については、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適正な法執行を行えるよう、体制確保に向けた 措置や両者の連携強化を図ること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日(議決年月日)

衆 院 長 議 議 参 議 院 議 長 総 理 大 内 閣 臣 宛て 大 総 務 臣 大 法 務 臣 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) 消 費 者 庁 長 官

横浜市会議長名